

風しん及び先天性風しん症候群の届出について

平成30年1月4日

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

平成29年12月21日付厚生労働省健康局結核感染症課長から「風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正」について通知があり、風しんについては、「診断後直ちに」届出すること、また、「原則として全例に」ウイルス遺伝子検査等を実施することとなったことから、その取扱いについてお知らせします。

風しん及び先天性風しん症候群診断時の医療機関の対応は下記のとおりです。

(1) 風しん

法的根拠：診断した医師は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」）第十二条に基づき、診断後直ちに最寄りの保健所へ届出を行う。

風しん臨床診断時

- ・臨床診断した時点で「臨床診断例」として管轄保健所へ連絡し、届出を行う。
- ・医療機関は、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定を実施する。
- ・保健所の指示により、県衛生環境研究所でのウイルス遺伝子検査実施のための検体を提出する（必要な検体は別表1のとおり）。

検査実施後

臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案し、下記のとおり届出の変更等を行う。

- ・風しんと判断した場合 → 「風しん（検査診断例）」の届出に変更
- ・風しんでないと判断した場合 → 届出を取り下げる（口頭）

(2) 先天性風しん症候群（以下 CRS）

法的根拠：診断した医師は、法第十二条に基づき、診断後7日以内に最寄りの保健所へ届出を行う。

- ・医療機関は、血清IgM抗体検査、ウイルス遺伝子検査等診断に必要な検査を実施する。
- ・ウイルス遺伝子検査を実施する場合は、保健所の指示により、県衛生環境研究所でのウイルス遺伝子検査実施のための検体を提出する（必要な検体は別表1のとおり）。
- ・検査結果及び臨床症状により CRS と診断した場合には、7日以内に最寄りの保健所へ届出を行う。

※国立感染症研究所感染症疫学センター 医師による風しん・先天性風しん症候群届出ガイドライン参照
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>)

【別表 1 : 風しんウイルス遺伝子検査実施における提出が必要な検体】

感染症	材料	容器	容器 保存方法	備 考
風しん	咽頭ぬぐい液	VIB培地 ※保健所から医療機関へ提供します (医療機関の培地でも可)	冷凍	採取後2日以内であれば4℃保存可能(これ以降は、冷凍保存)。 発症3日前から発疹出現後1週間程度が 遺伝子検査に適している
	全血(2ml以上)	EDTA採血管 ※保健所から医療機関へ提供します (医療機関の採血管でも可)	室温	
	尿(10ml以上)	滅菌スピッツ管等(医療機関の採尿管も可)		
先天性 風しん症候群	唾液	滅菌スピッツ管等(医療機関の採尿管も可)		採取後2日以内であれば4℃保存可能
	咽頭ぬぐい液	VIB培地 ※保健所から医療機関へ提供します (医療機関の培地でも可)	冷凍	
	尿(10ml以上)	滅菌スピッツ管等(医療機関の採尿管も可)		

【別表 2 : 保健所連絡先】

圏域	保健所	電話	ファクシミリ
東部	東部福祉保健事務所(鳥取保健所) 健康支援課 医薬・疾病対策担当	0857-22-5694	0857-22-5669
中部	中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所) 健康支援課 医薬・疾病対策担当	0858-23-3145	0858-23-4803
西部	西部総合事務所福祉保健局(米子保健所) 健康支援課 医薬・感染症対策担当	0859-31-9317	0859-34-1392